第4章 農業研究の推進に関する施策

1 研究推進体制の整備充実

■施策の方向

- 研究調整部門を中心とした研究の企画・立案機能を強化するとともに、県民の意見を的確に反映できるような仕組みを構築します。
- 研究課題評価システムの充実を図り、必要に応じて研究課題や研究実施体制を見直します。また、競争的研究資金制度等の外部資金の活用を積極的に進める等、研究の効率的推進と予算の確保に努めます。
- 資質の高い研究員の育成と外部の優れた人材を活用し、研究のレベルアップを図ります。

■施策の内容

(1)研究の企画・立案機能の強化

- ① 試験研究に対するニーズが多様化、高度化する中で、試験研究機関の機能を十分発揮するためには、研究資源(予算、人員等)の相互連携が重要です。
 - このため、研究調整部門を中心として、研究ニーズの把握、課題化、プロジェクト研究、共同研究の計画、調整等のコーディネート機能の充実、強化を進めます。
- ② 群馬県農業研究課題検討会の開催や地域研究員制度の活用等により、研究課題の企画、立案に県民の意見を的確に反映し、研究成果の現場への普及、実用化までを見据えた課題設定を行います。
- ③ 研究課題の設定にあたっては、国立研究開発法人、他県等の研究機関の情報を収集、整理し、課題に反映させます。

(2) 研究課題評価システムの充実

- ① 研究の課題化から管理、成果の実用化までの一連の体系を効率的に進めるためには、研究課題 評価システムの強化が不可欠です。
 - このため、毎年度、目標とする研究成果の達成状況を総合的に検証、評価し、その後の研究推進や新規課題に反映させます。
- ② 事前、中間及び事後評価の評価結果並びに施策の展開状況等を踏まえ、必要に応じて研究課題 や研究実施体制を見直します。

(3)研究の効率的推進と予算の確保

① 重点的な取組みが求められている研究分野に研究資源を適切に配置することにより、研究開発を効率的に推進します。

② 提案公募方式による競争的研究資金制度の活用を積極的に進め、予算の確保に努めます。また、研究施設、設備については、既存施設の整理合理化を進めつつ、効率的な維持管理や整備が図れるように、計画的な予算の確保に努めます。

(4)人材育成と外部からの人材活用

- ① 優れた研究成果を生み出すためには、資質の高い研究員の育成確保、技術の継承が必要です。 このため、研究部門については、国立研究開発法人、大学等との連携や共同研究による人材の 育成と、研修、教育制度の活用による若手研究員の育成を進めます。
- ② 研究調整部門については、研究マネジメント、知的財産、広報活動、情報管理等の優れた能力を有し、研究成果の迅速な移転に的確に取り組める人材の育成を進めます。
- ③ 先端的で専門性の高い研究開発については、県内の大学等との連携協定による取り組み等を活用して研究のレベルアップを図ります。

2 産学官連携・農商工連携等の強化

■施策の方向

- 大学、国立研究開発法人及び民間企業等との連携による共同研究や6次産業化の推進に積極的に取り組み、研究の効率化や技術移転のスピードアップを図ります。
- 生産者や実需者との連携を強化し、研究成果の迅速かつ効率的な移転を図ります。

■施策の内容

- ① 多様な研究分野の成果を総合的、体系的に活用する必要があることから、県内外の大学、国立研究開発法人、民間企業、生産者等との交流や共同研究を積極的に行い、研究の分担を明確にした取り組みによる、効率的な研究開発を進めます。
- ② 研究成果を迅速かつ効率的に地域に移転させるために、地域研究員や現地実用化試験、ぐんまアグリビジネス支援研究事業等により、生産者や実需者との連携を強化します。



いちご「やよいひめ」の 熱風乾燥加工技術の開発 (平成 24 年)



キャベツ酢の開発 (平成26年)

3 知的財産の創造・確保及び活用

■施策の方向

● 特許権や育成者権などの知的財産権の創造、確保、活用に努め、各種農業施策を支援します。

■施策の内容

- ① 平成 19 年 3 月に策定した「群馬県農産物知的財産基本方針」に基づき、県が育成した新品種や開発した新技術などの知的財産権取得に努め、知的財産の蓄積を進めるとともに、行政、普及部門と連携し、その活用を推進します。
- ② 知的財産権や実施許諾に関する専門的な知識の習得など、研究員の資質向上に努めます。

4 研究成果の普及・事業化

■施策の方向

● 研究の入口(課題設定)から出口(成果移転)まで、生産者、関係機関と連携し、総合的な視点で研究開発を進め、研究成果の普及、事業化に向けた活動に積極的に取り組みます。

■施策の内容

- ① 研究の企画段階から生産者、関係団体、行政部局及び普及組織が連携し、受け手を明確に意識した研究成果の活用、普及、事業化を進めます。
- ② 研究成果の情報発信や普及に向けた活動を重要な研究活動として位置付け、ぐんま農業新技術モニター事業や農業技術フォローアップセミナーの開催、「ぐんま農業新技術」や「ぐんまの農業研究と普及活動」の発行、農林水産業関係機関成果発表会等をとおして、開発された研究成果の普及、定着に向けた活動に積極的に取り組みます。



フォローアップセミナー (蚕糸技術センター)



ぐんまの農業研究と普及活動 (平成28年2月)

5 県民とのコミュニケーションの確保

■施策の方向

● 県民との交流の場づくりを進め、わかりやすい情報の提供やPRに努めるとともに、様々な角度からの技術支援を積極的に行い、地域に根ざした試験研究機関を目指します。

■施策の内容

- ① 農業研究の役割について、県民の理解を得るための取り組みが重要であることから、多種多様な情報媒体を効果的に活用して、わかりやすい情報の提供やPRに努め、双方向コミュニケーションの確保を図ります。
- ② 県民からの日常的な技術相談等に対応するため、相談室の設置による情報の提供等、来場、利用しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 試験場所公開等による周辺地域、住民との交流に加え、児童生徒の農業体験や実習の受入れ、学校教育への貢献、大学の研究支援等を積極的に行い、地域に根ざした試験研究機関を目指します。



研究成果の説明 (農業技術センター)



試験研究機関一般公開 (蚕糸技術センター)



群馬県農林水産業関係機関成果発表会



(水産試験場)



(畜産試験場)

6 推進体制

■施策の方向

● ぐんま農業研究基本計画は、試験研究機関・普及組織・行政の関係機関を構成員とする 「群馬県農業技術推進会議」が中心となって推進します。

群馬県農業技術推進会議

● 設置の趣旨

地域農業及び農政の動向に即した先導的で。効率的な試験研究の推進を図る。

- 検討・推進事項
 - (1) 試験研究の基本方向、推進方向について
 - (2) 試験研究課題及び研究成果の普及に関すること
 - (3) 試験研究運営の効率化に関すること
 - (4) その他、農業研究推進に関して必要な事項
- 運営及び構成

本 会 議

農業研究及び農業技術対策に関する基本的事項の検討とその方針決定。

※

[構成員]農政部長、農政部副部長、農政課長、同技術調整室長、技術支援課長、同普及指導室長、同生産環境室長、蚕糸園芸課長、ぐんまブランド推進課長、畜産課長、各農業事務所普及指導課長、農業技術センター所長、蚕糸技術センター所長、水産試験場長、畜産試験場長

企画部会

研究課題の立ち上げ、成果の活用及び重要事項の調査 検討。

※

[構成員]農政課技術調整室長、農政課次長、技術支援課次長、蚕糸園芸課次長、 ぐんまブランド推進課次長、畜産課次長、農業技術センター環境部長、同園芸部長、 同研究調整官、蚕糸技術センター主席研究員、水産試験場主席研究員、畜産試験場 研究調整官

専門部会

各部門の研究推進等に関する調査検討。

(農業・蚕業・水産・畜産)

[構成員]農政課技術調整係の長、技術支援課普及指導室関係係の長、各試験研究機関の場所長、部長、研究調整官、主席研究員、センター長、関係係の長

研究調整担当者会議 試験研究機関の総合調整。

※ [構成員]農政課技術調整室長、同技術調整係の長、各試験研究機関の研究調整官、 主席研究員

※ 事務局:農政課技術調整室技術調整係

(構成員は平成28年3月現在)